

産山村 訪問型サービス（独自）サービスコード表

2026.6月以降

サービスコード 種類 項目	サービス内容略称	算定項目			合成 単位数	算定 単位		
A 2 1111	訪問型独自サービス 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 週1回程度		1176	1月につき		
A 2 2111	訪問型独自サービス 1 1 日割		日割の場合	+30.4日	39	1日につき		
A 2 1211	訪問型独自サービス 1 2		(2) 週2回程度		2349	1月につき		
A 2 2211	訪問型独自サービス 1 2 日割		日割の場合	+30.4日	77	1日につき		
A 2 1321	訪問型独自サービス 1 3		(3) 週2回を超える程度		3727	1月につき		
A 2 2321	訪問型独自サービス 1 3 日割		日割の場合	+30.4日	123	1日につき		
A 2 2411	訪問型独自サービス 2 1	ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の訪問型サービスである場合		287	1回につき		
A 2 2511	訪問型独自サービス 2 2		(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	179			
A 2 2621	訪問型独自サービス 2 3		(二) 所要時間45分以上の場合	220				
A 2 1411	訪問型独自短時間サービス		(3) 短時間の身体介護が中心である場合		163			
A 2 C211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1	高齢者虐待防止措置未実施減算 -1%	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 週1回程度	1 2 単位 減算	-12	1月につき	
A 2 C220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 1 日割			日割の場合	+30.4日	1 単位 減算	-1	1日につき
A 2 C212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2			(2) 週2回程度		2 3 単位 減算	-23	1月につき
A 2 C213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 2 日割		日割の場合	+30.4日	1 単位 減算	-1	1日につき	
A 2 C214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3		(3) 週2回を超える程度		3 7 単位 減算	-37	1月につき	
A 2 C215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 1 3 日割		日割の場合	+30.4日	1 単位 減算	-1	1日につき	
A 2 C216	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 1		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の訪問型サービスである場合		-3	1回につき	
A 2 C217	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 2			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	-2		
A 2 C218	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合	-2			
A 2 C219	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算短時間	(3) 短時間の身体介護が中心である場合		-2				
A 2 D211	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1	業務継続計画未策定減算 -1%	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 週1回程度	1 2 単位 減算	-12	1月につき	
A 2 D220	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割			日割の場合	+30.4日	1 単位 減算	-1	1日につき
A 2 D212	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2			(2) 週2回程度		2 3 単位 減算	-23	1月につき
A 2 D213	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割		日割の場合	+30.4日	1 単位 減算	-1	1日につき	
A 2 D214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3		(3) 週2回を超える程度		3 7 単位 減算	-37	1月につき	
A 2 D215	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3 日割		日割の場合	+30.4日	1 単位 減算	-1	1日につき	
A 2 D216	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 1		ロ 1月当たりの回数を定める場合	(1) 標準的な内容の訪問型サービスである場合		-3	1回につき	
A 2 D217	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 2			(2) 生活援助が中心である場合	(一) 所要時間20分以上45分未満の場合	-2		
A 2 D218	訪問型独自業務継続計画未策定減算 2 3			(二) 所要時間45分以上の場合	-2			
A 2 D219	訪問型独自業務継続計画未策定減算短時間	(3) 短時間の身体介護が中心である場合		-2				
A 2 6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 10% 減算	1月につき		
A 2 6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の 15% 減算			
A 2 6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物等に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の 12% 減算			
A 2 8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算			所定単位数の 15% 加算	1月につき		
A 2 8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割				所定単位数の 15% 加算	1日につき		
A 2 8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数				所定単位数の 15% 加算	1回につき		
A 2 8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算			所定単位数の 10% 加算	1月につき		
A 2 8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割				所定単位数の 10% 加算	1日につき		
A 2 8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数				所定単位数の 10% 加算	1回につき		
A 2 8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5% 加算	1月につき		
A 2 8111	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5% 加算	1日につき		
A 2 8112	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算回数				所定単位数の 5% 加算	1回につき		
A 2 4001	訪問型独自サービス初回加算	ハ 初回加算			2 0 0 単位 加算	200		
A 2 4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 I	ニ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算 (I)		1 0 0 単位 加算	100		
A 2 4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算 II		(2) 生活機能向上連携加算 (II)		2 0 0 単位 加算	200		
A 2 6102	訪問型サービス口腔連携強化加算	ホ 口腔連携強化加算 (1月1回まで)			5 0 単位 加算	50		
A 2 6296	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 1	ハ 介護職員処遇改善加算	(1) 介護職員処遇改善加算 (I) イ		所定単位数の 270/1000 加算	1月につき		
A 2 6183	訪問型独自サービス処遇改善加算 I 2		(2) 介護職員処遇改善加算 (I) ロ		所定単位数の 287/1000 加算			
A 2 6270	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 1		(3) 介護職員処遇改善加算 (II) イ		所定単位数の 249/1000 加算			
A 2 6184	訪問型独自サービス処遇改善加算 II 2		(4) 介護職員処遇改善加算 (II) ロ		所定単位数の 266/1000 加算			
A 2 6271	訪問型独自サービス処遇改善加算 III		(5) 介護職員処遇改善加算 (III)		所定単位数の 207/1000 加算			
A 2 6380	訪問型独自サービス処遇改善加算 IV		(6) 介護職員処遇改善加算 (IV)		所定単位数の 170/1000 加算			